

私立幼稚園等特別支援教育費補助事業計画関係書類の提出にあたっての留意事項

- 1 事業計画書（第 1 号様式）の添付書類のうち「特別支援の必要性を証する書類」については、下表を参照し、該当書類を提出してください（新規の申請園児のみ）。

補 助 対 象 区 分	特別支援の必要性を証する書類 (いずれか 1 種類)
○ 視覚障害（1～6 級） ○ 聴覚障害（2～4 級、6 級） ○ 肢体不自由（1～7 級） ○ 言語（機能）障害（3～4 級） ○ 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫機能障害（1～4 級） ○ 平衡機能障害（3 級、5 級）	(1) 身体障害者手帳の写し (2) 特別児童扶養手当受給証書の写し (3) 在宅重度障害者等手当受給証書の写し (4) 診断書・判定書 (医療機関等が原則として 令和 7 年度に発行した、症状や病状の内容・程度の等級が明記された診断書等又は別紙様式)
○ 精神発達遅滞・知的障害 * (A1～B2) または指数が 7.5 以下 (「指数」とは標準化された検査により判定した結果を指数化したもの)	(1) 療育手帳又は愛の手帳の写し (2) 特別児童扶養手当受給証書の写し (3) 在宅重度障害者等手当受給証書の写し (4) 診断書・判定書 (医療機関等が原則として 令和 7 年度に発行した、症状や病状の内容・程度が明記された診断書等又は別紙様式)
○ 病弱・虚弱 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患、身体虚弱の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度 (特別支援学校の対象となる程度)	診断書・判定書 (医療機関等が原則として 令和 7 年度に発行した、症状や病状の内容・程度が明記され、特別支援学校の対象となる程度、継続して医療又は生活規制を必要とすると明記された診断書又は別紙様式)
○ 発達障害（疑い、傾向等は対象外） 例：自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）等 ○ 情緒障害 ○ 言語障害 機能障害でない重い言葉の遅れ	診断書・判定書 (医療機関等が原則として 令和 7 年度に発行した、症状や病状の内容・程度が明記された診断書等又は別紙様式)

注 1 「特別児童扶養手当受給証書」は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)に規定するものを指します。(所得制限のため支給停止の場合でも可)

2 「在宅重度障害者等手当受給証書」は、神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和 44 年神奈川県条例第 9 号)に規定するものを指します。

3 【重要】「診断書・判定書」は、原則として **令和 7 年度に発行したもの**としますが、前年度 11 月以降に発行されたものも可とします。(今年度の 11 月以降発行の診断書は、添付書類にはできません。)

- 2 事業計画書の提出にあたっては、保護者に対して、県からの「お知らせ」(別添 2-1)をお渡しし、本事業の趣旨を説明の上、同意書を提出していただけてください。なお、説明に際しては、特に、次の点に留意してください。

- (1) 補助金は私立幼稚園設置者に交付されるもので、保護者に対するものではないこと。補助金は支援体制拡充全般のために用いられること。
- (2) 提出された書類は、補助金交付の適正を期すためのみに使用されるもので、外部には一切公表しないことはもとより、他の目的に使用することは決してないこと。